

三重みかん輸出産地形成プロジェクト 三重南紀みかんグローバル産地計画

(産地の所在する市町村名：熊野市、御浜町、紀宝町)

1. 取組の概要

海外ニーズに合わせた生産方法や輸出向け出荷規格を設定し、価格競争力のある商品として販売することで、海外におけるみかんの新たな顧客層を獲得する。あわせて、新たな販売方法としてグローバルオーナー制度に取り組み、産地ツアーによる食体験に誘導することで、他国の柑橘との差別化を図る。現在、三重県のみが取り組むタイ王国への輸出については、検疫条件等の規制に対応するために要する出荷作業を合理化し、コスト低減を図ることで量的拡大を図っていく。

これらの取組を通じて、海外マーケットに対応した生産体制を構築し、産地の維持・拡大を目指していく。

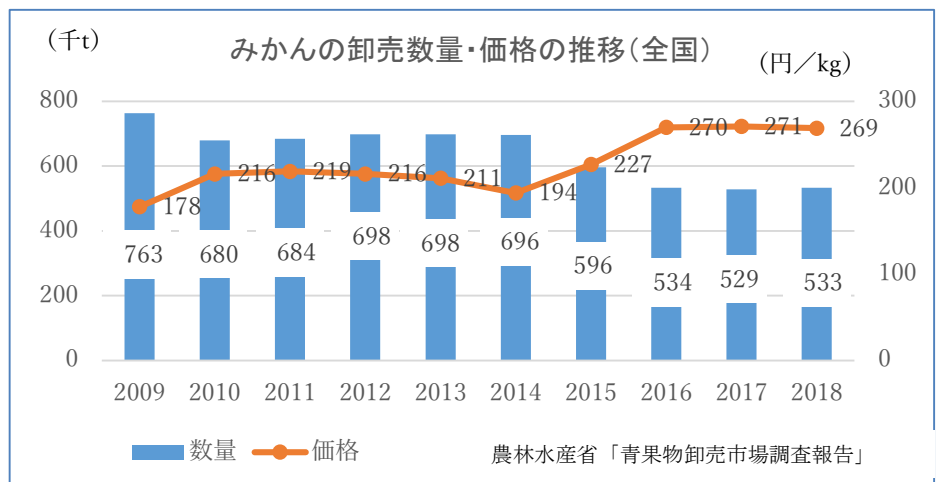
2. GFPグローバル産地形成の取組内容

(1) 計画策定

輸出拡大に向けて新たな生産・出荷・販売方法にモデル的に取り組み、その進捗状況や成果を関係機関で検証・産地全体にフィードバックすることで、産地の生産力の維持・強化につなげていく。

【輸出拡大に向けての課題】

国内生産量が減少している状況下において、青果物市場から輸出向けに品質の良いみかんを合理的な価格で調達することが困難になっている。



(2) 生産・加工体制の構築

① 海外輸出向け生産

国内向けの出荷・販売に合わせた規格ではなく、価格競争力のある輸出向けの出荷規格を検討し、輸出向け規格に対応する栽培技術の確立に取り組む。

- ・低コスト多収栽培技術の実証
- ・園地再整備計画の検討
- ・輸出向け園地の拡大



作業性の良い輸出対応園地

② タイ向けみかんの輸出拡大

検疫条件に対応するために要する出荷経費の削減に取り組むとともに、合同検査から査察制への移行を契機として、フレキシブルな出荷に取り組む。

- ・輸出用出荷機械の導入
- ・タイ向け出荷農家、登録園地、輸出品目の拡大

③新たな販売方法の取組

輸出業者がみかんを市場から調達して出荷するのではなく、生産者や園地を限定し、“収穫されたすべての等階級のみかん”を「新たな輸出向け出荷規格（簡易な最小限の選果）」で販売する。また、旅行事業者と連携し単に商品を輸出するのではなく、みかんの木や園地を所有するグローバルオーナー制度という販売方法に取り組む。

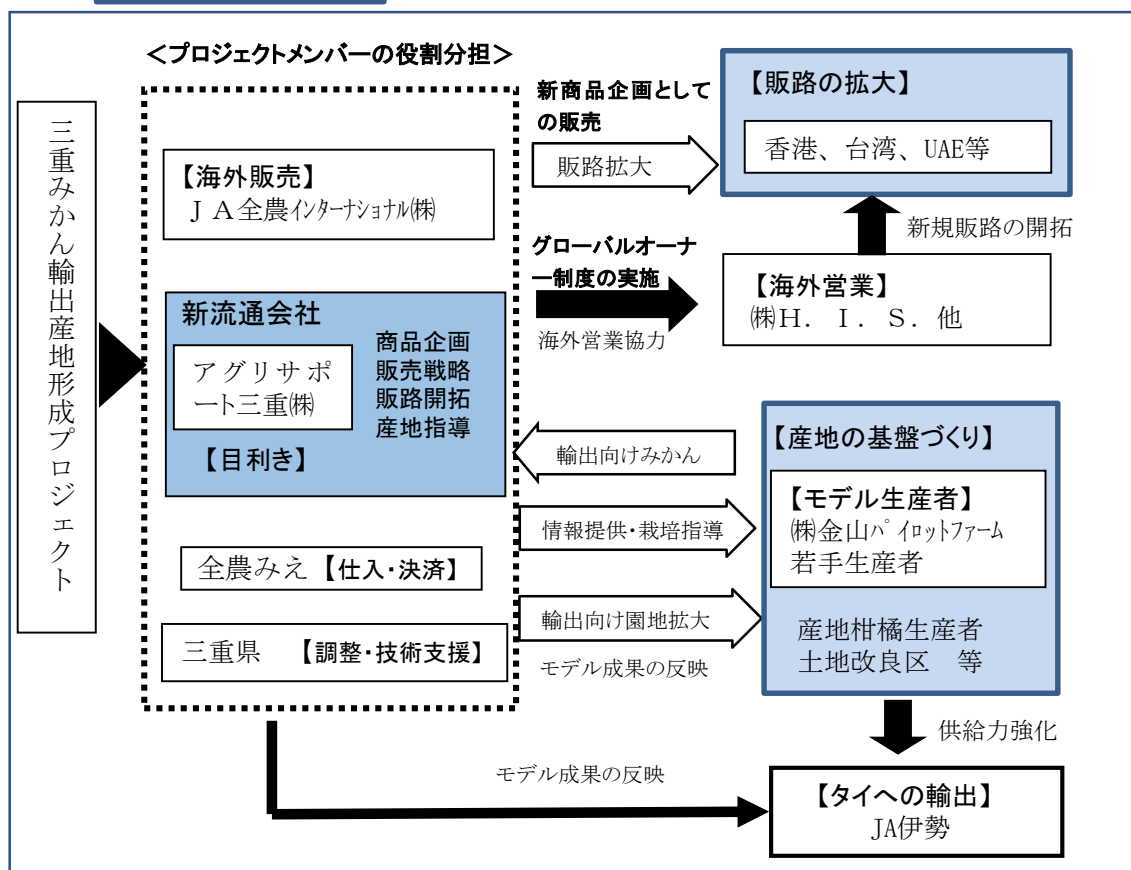
- ・産地からの直接販売
- ・新たな輸出向け出荷規格（簡易な最小限の選果）による販売
- ・グローバルオーナー制度の実施



オーナーの収穫体験（イメージ）

（3）事業効果の検証・改善

事業の推進体制



成果の検証

プロジェクト構成員、産地関係者、外部有識者

3. GFPグローバル産地計画のアウトプット

	現状（平成30年度）		目標年（令和4年度）
輸出額（千円）：	25,070千円	→	60,000千円
輸出量（t）：	53t	→	150t
輸出先：	タイ、香港、台湾	→	タイ、香港、台湾、UAE等